

物理的対策標準

0.92a 版

取扱注意事項

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。
ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : sec@jnsa.org

物理的対策標準.....	1
1 趣旨.....	1
2 対象者.....	1
3 対象システム.....	1
4 遵守事項.....	1
4.1 セキュリティ区画の設定.....	1
4.2 セキュリティ区画の運用.....	2
4.3 機器・設備の保護.....	2
4.4 電源・空調の保護.....	2
4.5 ケーブルの保護.....	3
5 例外事項.....	3
6 罰則事項.....	4
7 公開事項.....	4
8 改訂.....	4

物理的対策標準

1 趣旨

本標準は、敷地・建物・機器・設備等を保護し、それらの損傷や利用の妨害、許可されていないアクセスを防止することを目的とする。

2 対象者

敷地・建物・機器・設備等の利用に関わるすべての従業員

3 対象システム

敷地内のすべての情報システム

4 遵守事項

4.1 セキュリティ区画の設定

- (1) 重要度の高い機器・設備を設置する場所にはその重要度に応じたセキュリティ区画が設定されなければならない。
- (2) セキュリティ区画はその範囲を明確にしていなければならない。
- (3) セキュリティ区画の管理については管理責任者を置かななければならない。
- (4) セキュリティ区画には施錠設備を設けなければならない。
- (5) セキュリティ区画は区画およびそこに設置する機器・設備等に関するセキュリティ上の各種のリスクを評価した上で必要な対策を実施しなければならない。リスクの要素には以下のものがある。
 - ・盗難、破壊、地震、火災、水害等の水の事故、ほこり、振動、化学作用、電源事故、電磁波、静電気等

4.2 セキュリティ区画の運用

- (1) セキュリティ区画は従業員不在時には施錠しなければならない。
- (2) セキュリティ区画への入場は、管理責任者の許可を受けて登録した特定のメンバに制限しなければならない。
- (3) セキュリティ区画への未登録者の入場については必ず入退場を記録し、登録メンバが同伴しなければならない。
- (4) セキュリティ区画に入場する外部からの来訪者には区画内での注意事項を事前に説明しておかなければならない。
- (5) セキュリティ区画に入場可能な登録メンバは定期的に見直さなければならない。
- (6) セキュリティ区画に入場するものは身分証明となるカードあるいはバッジ等を常に明示しておかなければならない。また従業員は身分証明の明示がない入場者の相互確認を行わなければならない。

4.3 機器・設備の保護

- (1) 機器・設備の設置位置については、不正な操作が実施しにくく、不用意な操作ミス（間違いや見落とし）が起こりにくいように配慮しなければならない。
- (2) 重要度の高い機器・設備は他のものと分離して設置しなければならない。
- (3) 機器を設置する場合、落下や損傷の防止措置をとらなければならない。
- (4) 機器周辺では飲食・喫煙等を行ってはならない。

4.4 電源・空調の保護

- (1) 電源・空調室およびその設備には耐震、耐火、耐水などの防災対策を実施しなければならない。

- (2) 電源は、安定化装置の導入、負荷変動機器との配電隔離等によって電源容量と品質を確保しなければならない。
- (3) 電源は過電流・漏電等による機器への障害に対する保護措置をとらなければならない。
- (4) 電源には避雷設備を設置しなければならない。
- (5) 重要度の高い機器・設備に対する電源には、無停電装置、バックアップ電源等を設置しなければならない。
- (6) 空調設備は機器・設備を適切に運転するために十分な温度・湿度の調整能力を確保しなければならない。
- (7) 重要度の高い機器・設備に対する空調設備については予備装置を確保しなければならない。

4.5 ケーブルの保護

- (1) ケーブルは、損傷や回線の盗聴を避けるため、保護用の電線管・カバーの使用や、敷設経路に対する配慮などの対策を行わなければならない。
- (2) 干渉防止のため、電源ケーブルと通信ケーブルは分離しなければならない。
- (3) 重要度の高いケーブルについては代替経路を準備しなければならない。
- (4) ケーブルおよび端子については、未認可の機器・設備の接続や設置に対する監視または定期的チェックを行わなければならない。

5 例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

8 改訂

・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

*** 用語 ***

機器と設備：設備は動かさないレベルのものを想定する。

重要度の高い機器・設備、重要度の高いケーブル：「重要度の高い情報資産を取扱う機器・設備およびケーブル」と考える。重要度の高い情報資産については別途定める。

従業員：正社員以外の通常勤務しているスタッフも含むものとする。